

令和4年8月31日

記者発表

道路照明灯電気料金の支払状況について

令和4年5月6日に大阪府が行った道路照明の電気料金を過払していたとの報道提供を受け、本県においても道路照明（全4,560契約）について調査を行ったところ現地調査が終了した4,453契約のうち、356契約について過払など適切でないことが判明しました。

本件については、調査途中であり、引き続き、過払額の確定と原因究明の調査を行います。

■調査結果(R4.8.25時点)の概要

(過払の可能性があるもの)

- | | | |
|--------------------------------------|-------|----------|
| 1 既に撤去又は移設等されて存在しない照明灯の料金を支払っているもの | 59契約 | 約1,400万円 |
| 2 LED灯に変更したにもかかわらず契約容量の変更手続きをしていないもの | 102契約 | 約200万円 |

(未払の可能性があるもの)

- | | | |
|---------------------------|------|--------|
| 3 県が支払うべき照明灯の料金を支払っていないもの | 15契約 | 約180万円 |
|---------------------------|------|--------|

(その他)

- | | | |
|-------------------------------|-------|----------|
| 4 国、市町へ移管した道路の照明灯に料金を支払っていたもの | 180契約 | 約4,500万円 |
|-------------------------------|-------|----------|

- ▶金額については、現時点における過払等の概算累計額（県試算による）
- ▶適切でない契約については、順次、契約の変更・解除を実施しています。

■原因

- ①関西電力による契約の変更・解除漏れ
- ②県発注工事の受注者による契約の変更・解除手続漏れ
- ③県による契約の変更・解除手続漏れ

■今後の方針

- ①残る現地調査が未了の107契約について、確認作業を進めるとともに、すべての過払等事案について、過払額等の確定と原因究明を行います。
- ②関西電力などと協議を行うとともに過払額の返還求償等を検討します。

■再発防止策

照明灯の新設、移設、撤去又は移管を行う際の事務手続マニュアル等を作成し、県におけるチェック体制を構築します。

担当者	道路保全課 山本・西川
連絡先	073-441-3110